

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項、第10項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月10日

設楽町監査委員 氏原 周次
設楽町監査委員 山口 伸彦

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の実施期日

令和7年2月26日（水） 午後1時00分～午後5時00分

3 監査の実施方針

地方自治法199条第1項及び第4項の規定に基づき、町の財務に関する事務の執行及び事業の管理について、次の観点に基づいて効率的に実施されているかを主眼として監査する

- (1) 財務に関する事務の執行 適正かつ効率的（合法性、正確性、効率性）
- (2) 経営に係る事業の管理 合理的かつ能率的（効率性、経済性）

4 監査の対象

- (1) 令和6年度設楽町統合型校務支援システム導入・運用業務委託 担当課：教育課
- (2) 令和6年度 設楽中学校中庭デッキ修繕 担当課：教育課
- (3) 田峯城法面改修工事 担当課：産業課
- (4) 道路改良工事(6-1)町道田峯東区田内線(週休2日制) 担当課：建設課
- (5) 令和5年度消防ポンプ自動車購入事業〔繰越事業〕 担当課：総務課

5 監査の方法

- (1) 聴き取り及び帳簿監査
- (2) 現地調査

6 監査の範囲、内容

- (1) 事業の目的、内容について
- (2) 予算の執行状況について（経理、契約等）
- (3) 事業の効果、成果について
- (4) 事業完了後の活用状況（予定）について

7 監査の結果

(1) 令和6年度設楽町統合型校務支援システム導入・運用業務委託

校務のデジタル化により効率化を図るため、統合型校務支援システムを導入した。統合型校務支援システムとは、「教務系(成績処理、出欠確認、時数管理等)・保健系(健康診断票、保健室来室管理等)・学籍系(指導要録等)・学校事務系などを統合した機能を有しているシステムで、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実現したシステムである。令和6年8月末に機器設置を終え、研修会等を経て本格共用開始が令和7年4月となる予定である。契約期間は5年である。

本システムを導入したことにより、校務における業務負担の軽減につながっている。また、情報の一元管理及び共有ができるようになった。実際に、働き方改革につながっているか、情報の適切な管理につながっているか、経費の節約になっているか等について、今後の活用状況を追跡調査することにより明らかにしていきたい。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(2) 令和6年度 設楽中学校中庭デッキ修繕

設楽中学校の中庭木製デッキ(3箇所)について、経年劣化により腐食が進んでいることから、生徒が利用する際に危険であるため、一斉取替修繕を行った。

工期は、令和6年9月6日～令和7年1月31日で、完了が令和7年1月22日である。

木製デッキの厚みがもう少しあってもよいと思うが、取替修繕を行ったことにより、生徒の怪我等の予防につながり、安全で安心な学校生活を確保することができている。また、木材を活用した校舎としての景観も改善されている。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(3) 田峯城法面改修工事

令和5年6月の大雨により田峯城本丸に向かう歩道が崩れ、馬防柵が浮いた状態となった。そのため、来城者の通行に支障がないよう配慮した上で崩落状態が落ち着くまで経過を観察した後、令和6年度の当初予算で法面改修を実施した。

歩道横の法面に間伐材を使用した土留め柵を設置し、崩落防止のための植生シートを貼ることで法面の安定を図り、馬防柵基礎コンクリートの安全処理を行った。

現地を確認したところ、施工した現場の2箇所で、再び法面の崩落が見られ、植生シートも所々剥がれているという状態であった。法面の傾斜がきつく、土壌も赤土で崩れやすいため、再度安全処理を行うべきであると感じた。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、それに見合った十分な成果を確認することはできなかった。

(4) 道路改良工事(6-1)町道田峯東区田内線(週休2日制)

本路線は、田峯地区の本集落と同東地区を結ぶ重要な生活道路である。しかし、急峻な地形を切り開いた道路であることから幅員が狭く線形も悪い。そのため、設楽ダム事業における水源地域整備計画の構成事業として本路線の改良を位置づけ、

現道路拡幅工事を行っている。平成23年度に道路改良工事に着手し、令和16年度に完了する予定である。

今回の監査対象は、令和6年6月12日～令和7年3月7日の工期で、作業土木（掘削）、補強土壁基礎、法面吹付工を行う事業である。厳しい自然環境の中、掘削作業を着実に進めていた。今後、工事を安全に、しかも着実に進めることで、田峯地区本集落と東地区とを結ぶ町道として、特に田峯地区の住民の生活道として利用できるようになることを期待する。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(5) 令和5年度消防ポンプ自動車購入事業〔繰越事業〕

設楽町消防団清嶺のポンプ車について、老朽化によるポンプ機能の故障により揚水不能の状況となった。本事業は、当該車両が購入から28年が経過し、修理するための部品が手に入らないことから、ポンプ自動車を更新したものである。

令和5年度事業であったが、シャーシメーカーからの納入遅延により、令和6年度に繰り越された。

消防力の低下が危惧されていたが、今回の更新により、必要な消防力が確保された。今後は、清嶺分団が運用及び管理を行っていくこととなる。また、配備後30年を経過する消防車両について、今後計画的に更新し、十分な消防力の確保に努めることで、町民の安全と財産を確実に守っていききたい。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

8 その他指摘事項等について

監査対象(3) 田峯城法面改修工事について、監査翌日に担当者より再整備計画の連絡を受けた。迅速な対応に感謝するとともに、着実に整備が進むことを期待する。